

Qualifying &  
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

TEL : 0297-72-2401 FAX : 0297-72-6217

携帯 : 090-8720-8591

E-mail : officeasada\_h@ybb.ne.jp

URL : http://www.officeasada.com



平成 25 年 2 月 第 39 号

オフィスASADA通信のご案内

新年が明けて早や 2 月、通信を作成している今日は節分の日です。節分は一年の節目でもあり旧暦の大晦日にあたるそうです。過去を断ち切ることで、初めて新たな可能性が生まれてくると聞きます。お読み下さった皆様もその日を節分と置き換えて 1 年の垢を洗い流し、心身ともに清めて新たに再スタートするのも良いかも知れませんね。

さて、2 月 14 日はバレンタインデーです。今年も六花亭（北海道帯広市）の「ビタスイートチョコレート」を同封いたしました。ほんのひと口ですがどうぞお召し上がりください。

今月のテーマ

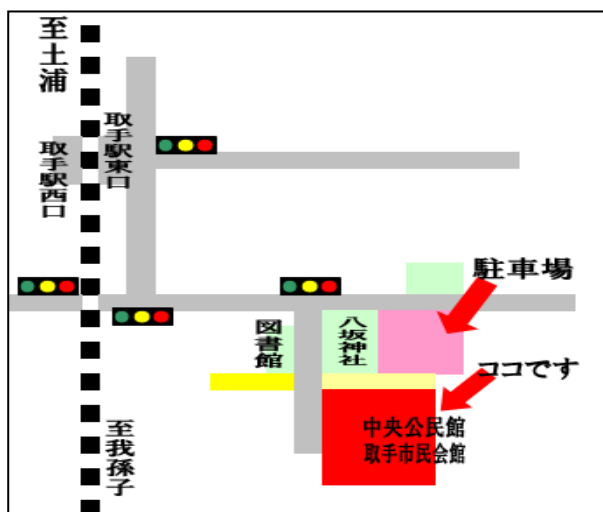
- I、麻田春江 セミナー開催!!
- II、3 月は確定申告の月！医療費控除について

I、麻田春江が取手でセミナーを開催します。

日 時 : 3 月 10 日 (日)  
場 所 : 取手中央公民館 3 階 E 会議室  
時 間 : 午後 1 時受付開始

第一部 : 「かしこいお金の活かし方」  
1 時 30 分 ~ 2 時 50 分  
講師 「麻田春江」

第二部 : 3 時 ~ 「ティータイムと占い」 鑑定料は無料です (セミナー参加者のみ)



参加  
無料



「空に浮かぶハートの島」  
タヒチ、ボラボラ島すぐ近くの「ツバイ島」  
というハートの形をした無人島

かしこいお金の使い方を学び **運気を上げ**、さらに占いで **運気を上げ** ましょう。  
普段のストレスを解消し楽しいひと時を過ごしましょう(^・^)

占いは事前に申し込みして下さった方、**先着 10 名**までにさせていただきます。

お申し込み・お問い合わせ :  
オフィス ASADA TEL 0297-72-2401

※社団法人日本易学連合会認定鑑定士による占いです。

— 今後このセミナーと易占いは、継続して奇数月に開催いたします —

## II、3月は確定申告の月！医療費控除について

### 《 医療費控除を受ける条件 》

- 1、 本人または家族(生計を共にする配偶者やその他の親族)のために支払った医療費であること。
- 2、 1年間(その年の1月1日から12月31日まで)に支払った医療費が10万円(所得の合計額が200万円までの方は所得の合計額の5%)以上であること。
- 3、 共働きの夫婦で妻が扶養家族から外れていても、妻の医療費を夫の医療費と合算できます。

### □ 控除の対象はどんなものがあるのでしょうか

- 通院費として認められるのは公共の交通機関を利用した交通費(日時・病院名・交通費・理由を控えておいてください)
- 付添い人を頼んだときの付き添い料
- 入院中の病院から支給される食事代
- 妊娠と診断されてからの定期健診や検査などの費用・通院費
- 出産や緊急時など、やむを得ない事情で病院までタクシーを利用した場合のタクシー代
- 歯の治療について保険のきかない自由診療による金やポーセレン(セラミック)代
- 発育段階にある子供の不正咬合歯列矯正等の治療費
- インプラントの治療費

### □ 控除の対象とはならないもの

- 入院に必要な寝巻きや洗面具など身の回り品の購入費
- 医師や看護婦に対するお礼
- 入院したときの差額ベット代
- 親族などに付き添いの名目でお金を支払ったもの
- 他から出前を取ったり外食したもの
- 歯列矯正でも容ぼうを美化するもの

### □ 医療費控除の対象となる金額は下記の計算額になります



ただこの計算は、支払った医療費と補てんされた金額を年間の合計額で計算するのではなく、**個別**に行います。

例えば下記のような場合、年間治療費合計75万円で、給付金が128万円、差額が53万円と計算し、医療費控除の対象とならない、と考えてしまいがちですが、  
<支払った医療費－保険金などで補てんされる額>は**個別に計算**します。

	支払った医療費	生命保険会社等からの給付金
A病院(夫3月にガン治療で入院)	20万円	128万円(非課税となります)
A病院(夫4月・5月抗がん剤治療のため通院)	50万円	なし
B・C病院(妻と子供が通院)	5万円	なし

つまり、夫が入院したA病院は20万円－128万円で実質負担した医療費はゼロなので申告しません。しかし、夫・妻・子が**通院**したA病院とB病院とC病院に支払った医療費は合計55万円で10万円以上になり、通院に対しての給付金はなかったため医療費控除の対象となるわけです。(茨城県竜ヶ崎税務署で確認済です)

\*\*\*\*\* つまさき立ち 鍛えた晩に 足つった \*\*\*\*\*サラリーマン川柳より

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話ください。